

答 申 第 1 8 号
平成 2 7 年 2 月 6 日

千葉市長 熊谷俊人 様

千葉市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 稲 垣 総 一 郎

個人情報に関する重要事項について（答申）

平成 2 7 年 2 月 6 日付け 2 6 千総政第 4 3 8 号による諮問について、下記のとおり答申します。

記

1 諮問事項

番号法制定等に伴う千葉市個人情報保護条例の一部改正について

2 諮問に対する意見

千葉市個人情報保護条例の一部改正は、番号法及び千葉市個人情報保護条例の趣旨に沿った適当なものであると認められる。

条例の改正項目

(1) 番号法制定に伴うものについて

項目	内容	
	特定個人情報（情報提供等記録を除く）	情報提供等記録
①特定個人情報及び情報提供等記録についての定義 (条例第2条)	「特定個人情報」及び「情報提供等記録」について定義する。	
②目的外利用の制限 (条例第8条)	以下の場合を除き、禁止とする。 ・人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難である場合	禁止とする。
③提供の制限 (条例第8条)	番号法第19条に定めるものを除き、禁止とする。	
④開示・訂正・利用停止請求 (条例第13～15条)	本人、法定代理人及び任意代理人による開示・訂正・利用停止請求を認める。	本人、法定代理人及び任意代理人による開示・訂正請求を認める。 ※情報提供等記録については利用停止請求自体を認めない。
⑤開示・訂正請求に係る事案の移送 (条例第22・34条)		事案の移送を認めない。
⑥法令等による開示の実施との調整 (条例第25条)	適用除外とする。	
⑦訂正請求の通知先 (条例第35条)		訂正があった場合、総務大臣（情報提供ネットワーク管理者）及び情報照会者又は情報提供者に通知するものとする。
⑧利用停止請求権 (条例第36条)	以下の場合についても利用停止請求を認める。 ①利用制限に対する違反 ②収集制限・保管制限に対する違反 ③ファイル作成制限に対する違反 ④提供制限に対する違反	利用停止請求を認めない。

(2) 再委託等に関する取扱いについて

項目	内容
①再委託の受託業者の適正管理及び従事者の義務 (条例第12条)	再委託を受けた者に対し、受託者同様、個人情報の適正な管理を義務付ける
②派遣労働者の義務（新設）	派遣労働者に対し、市職員同様、個人情報の適正な管理を義務付ける。
③罰則 (条例第57・58条)	再委託を受けた者及び派遣労働者が個人情報の不適正な取り扱いをした場合に罰則を適用することとする。